

令和 6 年 12 月

医薬品情報担当者（MR）各位

泉大津市立周産期小児医療センター 院長

『病院内における活動についての留意点』

本院での MR の活動においては下記項目について十分留意および徹底するようお願いいたします。問題のある MR 活動が行われた場合は活動を制限させていただく場合があります。

記

1. 本院において宣伝活動等を希望するものは、「訪問許可申請書」を病院長に提出し許可をうけること。担当交代の場合も同様とする。モニタロウ登録の場合も院内活動実施においては「訪問許可申請書」※¹の提出を必須とする。
2. 院内活動時は「訪問許可証」と各社の名札を見やすい位置に常時着用すること。
「訪問許可証」は薬剤部にて保管。院外持ち出し禁止とする。
3. 院内活動開始時、および終了時は薬剤部にて「訪問台帳」に必要事項を記入すること。
または、モニタロウによるチェックインシステムを利用すること。
4. 訪問許可時間は、原則 13 時～17 時までとする。
但し、本院職員からの依頼があった場合はこの限りではない。
5. 宣伝活動などは、必ず事前にアポイントメントを取り行うこと。医局前廊下、各病棟の詰め所やデイルームなどでの待機は避けること。
但し、本院職員からの依頼があった場合はこの限りではない。
6. 本院で使用する医薬品の安全性・有効性、添付文書改訂、剤形変更、流通状況などに関する情報は速やかに提供すること。
7. 非採用医薬品の宣伝活動については「医薬品宣伝許可願」※²を薬剤部長に提出しヒアリングを受け許可を得ること。なお、活動開始は薬事委員会（原則：毎月第 1 水曜日）での報告後とする。医師からの問い合わせ等の対応はヒアリング前でも随時可能であるが、後日必ず上記書類の提出とヒアリングを受けること。

<非採用医薬品の対象>

- ・当院の院内外で使用される可能性がある医薬品
 - ・新規作用機序を有する医薬品
 - ・原則、薬価収載品（薬価収載同日発売品、緊急性が高い場合は要相談）
 - ・その他、必要と判断した場合
8. 本院で医師や他の医療スタッフを対象に医薬品に関する情報提供や説明会などを行った場合は、原則 1 週間以内に「報告書」※³を薬剤部長へ提出すること。
 9. 本院訪問時は新型コロナウイルス、インフルエンザウイルスなどの感染症予防対策を実施すること。（マスク着用、アルコール消毒、体温確認など）